

(平成24年12月12日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認島根地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係            1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年4月1日から同年7月1日まで  
平成21年4月1日からA社に勤務しているが、同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年7月1日となっており、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する「アルバイト」と見出しされた出勤簿（連記式）及び同社の回答から、申立人は、申立期間の始期である平成21年4月1日から同社において勤務を開始したことは確認できる。

しかしながら、申立人が所持する平成21年4月及び同年6月の給料支払明細書から、厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる上、申立人の夫は、「妻は、A社へ勤務して数日後に自宅で負傷し、平成21年5月は勤務していないので、当該月に係る給与の支給は無かった。」と供述しているところ、A社は、「当社は、申立人を平成21年4月からアルバイトとして雇用したところ、勤務を開始して間もなく怪我のため就労ができず、一旦雇用を打ち切ったが、同年5月末頃に再度勤務を希望したことから、同年6月1日からアルバイトとして再雇用した。平成21年7月1日からは正社員として雇用の上、同日から厚生年金保険へ加入させたが、アルバイトとして雇用していた同年6月末までは厚生年金保険に加入させていないし、給与から厚生年金保険料も控除していない。」旨を回答している。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、平成21年7月1日と届出されていることが確認でき、当該資格取得日はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料は無い上、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人は、事業主が申立人を雇用した日において、厚生年金保険に加入させ、厚生年金保険料を給与から控除すべきであったにもかかわらず、これらを行っていないことを不服として、年金記録の訂正を求めているものであるが、年金記録確認第三者委員会は、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かを踏まえ、年金記録の訂正の要否を判断するものであり、申立期間当時の厚生年金保険被保険者資格の取得手続の当否を判断することはできない。